

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま



## 四季だより

## 第41号

発行：消費者ネットワークわかやま

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号 わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649  
HP <https://www.cnw-wakayama.jp>

### 消費者ネットワークわかやま 啓発講座 知っておきたい！

## 成年年齢引き下げと消費者トラブル



2022年9月3日(土)13時30分から、和歌山城ホール会議室で、講師に和歌山県消費生活センター相談員の根岸祐子さんをお迎えして、啓発講座を開催しました。

和歌山市と新宮市の2会場とオンラインのハイブリットで開催しました。会場は延べ18人、オンライン参加は16人でした。土曜日開催という事で、オンラインの方はご家族で見ただけでした。

2022年4月より、成年年齢が20歳から18歳に引き下げになったことにより、何が変わり、どのようなトラブルが予想

されるのか、またその時の対処の方法などを学習しました。

スマートフォンの普及がすすみ、ワンクリックで簡単に買い物ができるなどの便利さと共に、友人や知人からの簡単に儲かるといった誘いなど、SNSによるトラブルが急増しています。特に社会経験の少ない若者がターゲットになるケースが多くみられます。それは、契約に対する認識の甘さが原因の一つで、「契約」とは法的拘束力のあるものという事を理解し知り、自分が「騙されるかもしれない」を念頭にすこしでもおかしいと思ったときは周りの人たちや「188」に相談してください。



#### 参加者感想

- ・子どもたちにも今日の話を伝え、かしこい消費者をめざしたいと思います。
- ・クーリングオフについて知ってるつもりでしたが、詳しく聞けてとても勉強になりました。
- ・販売をする立場から、新成人の方には特に気をつけて理解してもらえるように工夫します。
- ・SNSトラブルのお話、とても参考になりました。



## ～ 最近の消費者トラブルより ～

(NPO法人消費者サポートネット和歌山 提供)

### <事例1> “サブスク”の請求トラブル

スマホで「30日間無料動画配信サービス」の広告を見て申し込み、クレジットカード番号を入力した。その後、何度かサービスは利用したが無料期間終了後は自動で退会になると思っていた。しかし、カード会社からの身に覚えのない請求で動画配信サービスの月額利用料金が発生していることがわかった。

<対応策> サブスクリプション（以下「サブスク」という）とは、定められた料金を支払うことにより、商品やサービスを一定期間利用することができるサービスです。動画や音楽の配信の他、洋服のレンタル、学習教材、専門家相談など提供されるサービスは多岐にわたります。

- サブスクは解約しない限り自動的に更新され、サービスを利用していなくても料金を支払い続けることとなります。カードや携帯電話料金の明細は毎月チェックしましょう。
- 契約時に登録したメールアドレスやパスワードなどを忘れてしまうと、解約手続きができませんので注意が必要です。
- 2022年6月1日から通信販売の規定が改正され、サブスクにおいても料金、更新のタイミング、解約方法等を表示する義務があります。申込み前に契約条件を確認しましょう。



### <事例2> 百貨店をかたる偽通販サイトに注意！

SNSの広告に百貨店閉店セールで、ブランドバッグが80%オフの格安販売とあったので申込んだ。商品は代引きで届いたが、注文品と違い偽物だった。ネット検索すると「詐欺」と出てきた。業者へメールを送ったが返信がない。

<対応策> 通常は、百貨店が高級ブランド品の大幅値下げをして販売することはありませんが、本物そっくりのロゴマークや名称が表示されているため、偽サイトだと気づきにくいことが多いです。偽通販サイトに関するものは、この事例のほかにも、衣料品・家電製品・家具等商品種類は多岐にわたっています。一旦支払った代金の返還を求めるのは難しいです。怪しいサイトにはアクセスしないことが大切です。

- 事業者の所在地・電話番号等の記載があるか確認しましょう。
- 商品価格が極端に安い。他のサイトでは売り切れている商品の在庫があるなどには注意！
- アクセスしているURLの表記について、正規サイトのURLと異なるか確認しましょう。

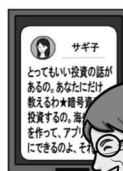


### <事例3> SNSで知り合った人へ高額投資！

SNSで知り合った女性から暗号資産への投資を勧められ、国内の暗号資産交換業者に自身の口座を設け、300万円を入金した。さらに女性の指示で海外業者のアプリ内に自身の口座を開き、全額送金した。その後、利益がでたので出金を申し出たところ、税金や手数料の名目で200万円を請求され、出金できない。女性と連絡が取れなくなった。

<対応策> 最近、このようにSNSやマッチングアプリで知り合ったひとから投資を勧められ、多額のお金を騙し取られるトラブルが増えています。

- マッチングアプリ等で知り合った人から投資の勧誘を受けても安易に投資しない。
- 暗号資産交換業の登録の有無など金融庁・財務局で情報を確認しましょう。
- 取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しない。



**困ったときは、消費者ホットライン“188”へ**

# ☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体23団体(その内、特定適格消費者団体4団体)が活動しています。

## ◎消費者支援機構関西(KC's)のスマートフォン決済サービス4社へのお問合せ活動

KC'sは、PayPay(株)、LINE Pay(株)、(株)メルペイ、楽天ペイメント(株)が提供するスマートフォン決済サービスの残高利用規約(一部関連会社の規約を含みます。)について調査を行ったところ、相続発生時の各サービスのアカウントの残高の対応について、規定がない(メルペイ、楽天ペイ)もしくは相続させることができない(PayPay、LINE Pay)とされていました。相続が発生した場合、相続ができないとする場合はもちろん、規定が不明確であっても、消費者にとって不利益や混乱を招くおそれがあることから、さらなる検討を実施する目的で2020年4月27日、他の点も含めてそれぞれの利用規約の疑問点について、「お問い合わせ」を4社一斉に送付しました。

全社から「お問い合わせ」に対する回答が返送され、その後もKC'sから「再お問い合わせ」を送付するなど書面及び一部は面談協議を行い、意見交換を行いました。4社ともKC'sの「お問い合わせ」に対して真摯な対応を示され、その結果、2022年6月までに、4社の提供するスマートフォン決済サービスの規約すべてに、遺産相続が発生した際は、アカウント残高が返金対象になる旨明記されることに合意しました。そのことを受けて、KC'sは各社に対するお問合せ活動を、終了することとしました。

詳しくは下記のHPをご確認ください。

LINE Pay



PayPay



メルペイ



楽天ペイ



KC'sのホームページ

<http://www.kc-s.or.jp/index.php>



## 2022年度第1回公開学習会のお知らせ

日時：2022年10月8日（土）  
14：00～15：30

会場：わかやま市民生協 E\*KA0 ホール  
(和歌山市太田三丁目 10-10)

解説：岡 正人 氏 (弁護士)

劇団でんでん (NPO 法人消費者サポートネット和歌山)

募集定員：会場参加：定員 30 名

WEB 参加：定員 100 名

内容：消費者契約法について、寸劇を交えながら楽しく学習しましょう。



参加費無料

## 啓発講座のお知らせ

日時：2022年11月23日（水・祝）  
13：30～15：00

メイン会場：わかやま市民生協 E\*KA0 ホール田辺  
(田辺市稲成町南江原 304) 定員 25 名

オンライン会場：道の駅 青洲の里 多目的ホール  
(紀の川市西野山 473) 定員 15 名

オンライン (Zoom)：定員 100 名

消費者ネットワークわかやま 啓発講座

知っておきたい！  
成年年齢引き下げと  
消費者トラブル

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。約140年ぶりに成年の定義が見直されたことで、何が変わり、18歳前後の方達はどうかと見え、親はどう対応すればよいかを考えます。

## お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局 TEL：073-474-1124

<https://www.cnw-wakayama.jp>



## ～消費者ネットワークわかやまに加入しましょう～ 2022年度新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報（四季だより）、ホットな消費者見守りニュース（消費者被害防止の啓発チラシ）をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。ご賛同いただき、2022年度新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職場や友人の方にお声かけ下さい。

きりとせん

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続) 申込日：2022年 月 日

団体名または個人名

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい）

☎： メール

年会費 円 (個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座 口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※銀行から上記口座にお振込の場合 店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026